

様式第14号(1)

＜共有名義の物件に係る抵当権の契約証書＞

印紙税法第5条第3号により、印紙は貼付しない。

抵当権設定契約証書

平成 年 月 日

甲 抵当権者

(住 所) 水戸市笠原町978番26
茨城県市町村職員共済組合理事長 様

捨 印

乙 債務者兼設定者

(住 所)
(氏 名)

印

捨 印

丙 担保提供者兼設定者

(住 所)
(氏 名)

印

捨 印

丙 担保提供者兼設定者

(住 所)
(氏 名)

印

茨城県市町村職員共済組合(以下「甲」という。)は、茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則(以下「規則」という。)及び茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則施行規程(以下「規程」という。)に基づき債務者兼抵当権設定者(以下「乙」という。)に次の資金を貸し付け、乙は確かにこれを受領した。抵当権設定者(以下「丙」という。)は、これを承知の上、抵当権の設定に関し次のとおり契約する。

貸付年月日	平成 年 月 日
貸付金額	金 万円
利 息	年 パーセント

第1条 乙は、上記の債務の履行を担保するため、後記記載の物件(以下「抵当物件」という。)に甲を権利者とする抵当権を設定する。

第2条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、乙に対して直ちに貸付を取り消し、未償還元利金の一括償還を命ずるものとする。

- (1) 規則第16条(本契約締結後において規則の改正があった場合は、その改正後の規則の該当条項)に規定する事実があるとき。
- (2) 元金の分割返済を一回でも怠ったとき。
- (3) 乙が抵当物件に関し、強制執行、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、又は乙に対し破産の申立てがあったとき。
- (4) 乙が自己破産又は民事再生手続の申立てをしたとき。
- (5) 原因の如何を問わず本債権又は抵当権を侵害する行為があったとき。
- (6) 法令により抵当物件が収用され、又は使用されたとき。

第3条 甲は、前条の規定により、償還期限が到来した乙の債務については、規則第16条の規定に基づき乙に対して支払われる給与又は給付金等からの控除等により償還を受けるものとする。

第4条 甲は、前条の規定により債務の全額について償還を受けることができない場合で、乙が償還命令に応じないときは、抵当権を実行するものとする。

第5条 甲が抵当物件について調査し、又は報告等を求めるときは、乙はその要求に応えるものとする。

第6条 抵当物件が、原因の如何にかかわらず、変更若しくは消滅又は明らかに価格が減少したときは、乙は直ちにその旨甲に申出るものとする。

第7条 乙は甲の承諾を得ないで、抵当物件を他に譲渡、賃貸、若しくは担保に供することなど甲に損害を及ぼす一切の行為をしてはならない。

第8条 この契約に基づく抵当権の設定、変更、解除の登記に要する費用は乙が負担する。

第9条 この契約によって生ずる乙の債務については、前各条によるもののほか、規則及び細則の規定による。

第10条 この契約によって生ずる権利義務について争いが生じた場合は、甲の所在地の裁判所をもって管轄裁判とする。

第11条 この契約条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲の解釈とすることに異議はありません。

以上この契約を証するため証書1通を作成し、甲にこれを差し入れます。

(1戸建の場合の表示)

不動産の表示

(土地)

所 在

地 番

地 目

地 積

(家屋)

所 在

家屋番号

種 類

構 造

床 面 積